

令和7年度鳥栖市空き店舗等活用支援事業補助金 募集要項

この事業は、鳥栖市が指定する鳥栖市中心市街地（鳥栖駅西側商業地域）の空き店舗等を整備し、新たに独立・開業や支店または新事業の展開をしようとする者に対して、改装費の一部を補助することで空き店舗等への出店を促し、中心市街地のにぎわいづくりによる魅力創出で、鳥栖市の活性化に寄与することを目的とする。

尚、空き店舗等とは空き店舗・空き家・店舗兼住宅とする。

1 応募資格

応募資格は、次のすべての要件を満たす法人または個人とする。

- (1) 鳥栖市が指定する中心市街地（鳥栖駅西側商業地域）の空き店舗等に出店する事業者であること。
- (2) 空き店舗等に新たに独立・開業や支店開設または新事業を展開しようとする者であること。
- (3) 県内の既存店舗を閉店し、新たに出店しようとする者でないこと。
- (4) 事業を1年以上継続することが見込まれ、週5日以上営業に努めること。
- (5) 事業に関する許可・認可等を受けている、または、受ける見込みがあること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する事業（深夜酒類提供飲食店営業を除く。）を行わないこと。
- (7) 空き店舗等の所有者と同一世帯員、生計同一者、三親等以内の親族、同一の法人に属する者でないこと。
- (8) 居住地の市町村民税を滞納していない者。
- (9) 暴力団関係者でない者。
- (10) 宗教団体、政治団体又はこれに準ずる団体でない者。
- (11) 県外に本店のあるフランチャイズチェーン店を出店しようとする者でないこと。
- (12) 過去に本事業による補助を受けていないこと。
- (13) その他本事業による補助金を交付することが公益上適当でないと認める業種は除くものとする。

2 補助率と補助対象経費等

(1) 店舗改装費等の補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は1店舗につき100万円を限度とする。

なお申込み状況により、補助額が限度額に達しない場合がありますのであらかじめご了承ください。

(2) 内装工事、外装工事、電気工事等建物に附帯するものを対象とする。尚、備品等の動産は含まないものとする。

3 対象となる空き店舗等の定義

次のいずれかに該当するもの

(1) 空き店舗

過去に営業していた実績があり、概ね1年以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）、事務所及び倉庫。

(2) 空き家

概ね1年以上無人状態にある建物であって、改築等により店舗として活用するもの。

(3) 店舗兼住宅

過去に営業していた実績があり、概ね1年以上営業が行われていない店舗であって、住宅部分と店舗部分が明確に区別でき、改装等により店舗として活用する店舗。

4 募集期間

募集期間：令和7年4月1日～令和7年11月28日※当日消印有効

先着受付順とする。尚、申請書類が全て揃った時点を受付とする。

5 募集件数

予算（200万円）の範囲内で、一般スキーム、移住スキーム合わせて2件程度とする。

6 応募申請手続き

申込方法

提出書類に必要事項を記入の上、募集期間中に鳥栖商工会議所に提出する。

なお、提出していただいた書類は本事業に限り使用し、返却はいたしません。

提出書類

☐補助金交付申請書（鳥商空様式第1号）

☐出店申込書（鳥商空様式第1号別紙1）

- ☐ 空き店舗等新規出店開業計画書（鳥商空様式第1号別紙2）
- ☐ 空き店舗等状況報告書（鳥商空様式第1号別紙3）
- ☐ 誓約書（鳥商空様式第1号別紙6）
- ☐ 賃貸契約にかかる契約書またはそれに類する書類
- ☐ 賃貸予定店舗の改装工事着手前写真
- ☐ 店舗改装工事にかかる見積明細書（2社以上の見積書）
- ☐ 居住地の市町村民税の「滞納のない証明書」
- ☐ 預金通帳の写し（事業用）
- ☐ その他、決算書等審査にあたって必要な書類

7 資格・書類審査

提出していただいた書類等の審査を行い、資格要件を満たした場合は出店を認める旨を文面で通知します。

なお、審査結果をふまえ、鳥栖商工会議所は、鳥栖市に令和5年度鳥栖市空き店舗等活用支援事業補助金の交付を申請します。

8 応募にあたっての注意点

- ・ 応募申請後は、軽微な変更を除き内容の変更はできません。
- ・ 出店を採択された場合、補助金交付決定通知を受けた後工事着工となり、工事完了後に実績報告書を鳥栖商工会議所に提出します。なお、工事完了は令和7年1月31日までに完了するものとします。未了の場合は補助金交付できない場合があります。実績報告書提出期限は、工事完了後1ヶ月以内、または、2月10日のいずれか早い日までに行ってください。
- ・ 申請内容に虚偽が発覚した場合には、補助金交付を取り消す場合があります。
- ・ 工事の発注や物件役務の調達を行う場合には市内企業と契約するよう努めること。

9 提出及び問合せ先

鳥栖商工会議所

住所 鳥栖市元町1380-5 電話 0942-83-3121

10 その他

申請者は、鳥栖商工会議所会員に加入し、鳥栖市・鳥栖商工会議所等が行う各種行事に対して協力をお願い致します。

以上